

事業担保権の導入に関する最新動向

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



1 はじめに

現在、法務省の法制審議会(担保法制部会)において、担保法制の見直しについて審議されており、その検討テーマの一つとして「事業担保権」の法制化の議論が行われています。本稿脱稿時点(令和4年10月31日)で、同部会は中間試案の取りまとめ作業中であり、事業担保権が実際に導入されるかは現時点で未定であるものの、事業担保権は事業全体を包括的に担保とする新たな担保法制であり、もし導入されれば、実務へのインパクトは非常に大きいと考えられます。本稿では、法制審議会における事業担保権に関する最新の議論状況を紹介するとともに、事業担保権が導入された場合の実務への影響等について解説します。

2 事業担保権の導入について

(1) 事業担保権の概要

事業担保権とは、事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保権のことを指します。我が国の担保実務では、財産を個別に特定・評価した上で、担保権を設定するとの考え方が一般的に採られ、財産全体について担保を設定する場合は、あくまで個別財産への担保権の積上げなどにより対応してきました。これに対して、現在議論されている事業担保権は、債務者の財産全体を一度にカバーするという従来の担保法制とは発想が異なる新しい担保権であり、従来の担保権に比して、非常に包括的な担保権といえます。

事業担保権は、後述のとおり、個別財産(有形資産)だけでなく、事業性・将来性をも引き当てとする新たな担保権であり、中小企業・ベンチャー企業等へのファイナンスを促進する新しいツールとして、従前から、中小企業庁・金融庁などにおいて、そのコンセプトが検討・提案されてきました¹。

(2) 導入の積極意見・消極意見

事業担保権の導入に当たっては、様々な積極意見・消極意見があります。まず、事業担保権のメリットとして、担保設定者の継続企業価値の保全が挙げられます。これは、個別財産への担保設定では、担保権の実行時に財産のばら売りとなり、非効率的な換価となるのに対し、事業担保権の実行として事業全体を売却することができれば、より高額での換価を期待できる(担保設定者からすると、より大きな与信を受けられる)というものです。また、従来型の担保権に適した個別資産(固定資産、売掛債権等)を持たない中小企業やベンチャー企業等へのファイナンスの促進という側面もあります。すなわち、事業性・将来性に着目した将来キャッシュ・フローや、無形財産・のれんなど、従来型の担保権では引き当てとすることが難しかったものを担保とする資金調達への道を拓き、資金調達手段の多様化を図るというものです。

これに対して、事業担保権に対しては、次のような問題点が指摘されています。まず、過剰担保の問題が挙げられます。例えば、担保目的財産の価値が、被担保債権額を上回る場合、担保目的財産に担保余力があるにもかかわらず、担保の効力

1: 企業法制研究会の「企業法制研究会(担保制度研究会)報告書」(平成15年1月公表)、公益社団法人商事法律研究会の「令和元年度中小企業契約実態調査等事業報告書」(令和2年3月)及び取引法制研究会の「中小企業が使いやすい譲渡担保制度の実現に向けた提案」、事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会の「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会論点整理(2.0)」(令和3年11月)など。

が財産全体に及んでいるため、当該担保余力を利用して他から資金調達を受けることができないという問題があります。また、他の問題点として、企業の事業価値の形成・保全是、経営組織、取引先、金融機関等により一体として行われているにもかかわらず、事業担保制度のもとでは、事業担保権者がこれを独占することになりかねず、事業担保権者との利害関係者との利益の調整が困難であるとの指摘もあります。

(3) 現行法における類似の制度

現行法においても、事業担保権的な発想で、事業体等を包括的に担保化する制度自体はありますが、いずれの制度にも以下のような限定・問題があり、現在あまり利用されていません。これに対し、事業担保権は、今後の議論状況次第ですが、もし法制化されるとしたら、これらの制度を参考にしつつ、より広範で強い効力を持った担保権になることが見込まれます。

① 企業担保権(企業担保法1条1項)

- ・ 企業担保権の設定後に個別財産に設定された担保物権に劣後する。
- ・ 倒産手続において、別除権・更生担保権としての扱いを受けない。
- ・ 被担保債権は社債に限定されている。

② 財団抵当権

- ・ 利用可能な事業が限定されている。
- ・ 財団の組成対象が、物的設備と物権的権利に限定されている(工業所有権以外の知的財産権や債権等の流動財産を財団の組成物件とできない。)
- ・ 保存登記、財団目録の作成・変更等のコストが高い。

3 事業担保権の内容等

(1) 事業担保権の活用場面

事業担保権は、①創業・起業時、②事業承継時、③倒産時等の企業の重要局面での利用が想定されます。まず、①の創

業・起業時において、個別資産を有しないが、将来性・事業性を有するスタートアップ企業が、ニューマネーの調達手段として事業担保権を利用することが想定されます。この点、起業家にすればエクイティ(株式)による資金調達では自己の持株比率が低下するため、デット(負債)による資金調達の需要等があると考えられます。また、②事業承継時では、買手企業が、対象会社の事業価値を引き当てとして、金融機関等から譲渡資金を借り入れるために(いわゆるレバレッジド・バイアウト(LBO))、金融機関等のために対象会社について事業担保権を設定すること等が考えられます。最後に、③企業の危機時・再建時といった倒産局面では、例えば、危機時期にある企業は主な有形資産に担保設定済みであることが多いため、プレDI Pファイナンスを受けるために事業担保権を利用したり、あるいは第二会社方式において新会社が当面の事業資金を確保するために事業担保権を設定して借入れをしったりする場合等が想定されます。

(2) 事業担保権の効力

事業担保権の効力が及ぶ財産の範囲は、担保設定者の「総財産」とすることが提案されています。これに対し、担保設定者が複数の事業を営んでいる場合、事業のうち一部のみに利用されている財産のみを事業担保権の対象とする考え方もあるものの、いずれの事業のために用いられているのか判然としない場合や共用の場合などもあり得るため、区別は困難であるといった指摘があります。

また、事業担保権の対抗要件として、商業登記簿への登記等が提案されており、個別担保権と事業担保権との優先劣後関係については、事業担保権の対抗要件と、競合する担保権の対抗要件の先後によって決するとする考え方が提案されています。

なお、取引債権・労働債権等の一定の債権に対しては、事業担保権に対する優先弁済権を政策的に付与することが検討されています。これは、担保設定者の事業価値は、取引先

や労働者の存在などにより維持・増大するにもかかわらず、事業担保権者のみが総財産から優先弁済を受けるのは妥当ではない(また、事業担保権者としても事業担保権の換価に当たりこれらの関係者の協力は不可欠である)といった考え方が背景にあります。具体的にどういった基準・類型で優先弁済権を付与するのか等は難しい問題であり、なお議論を要する状況です。

(3) 事業担保権の実行

事業担保権の実行方法は、担保目的財産(担保設定者の総財産)を譲渡により換価する方法が主に想定されています。イメージとしては、担保設定者の全ての事業を事業譲渡し、その譲渡代金を事業担保権者が収受することに近いものと考えられます。事業担保権の実行には、担保目的である担保設定者の総財産の売却、売却完了までの財産の管理及び事業の継続、売却代金をもとにした配当等、様々な法律関係の整理が必要になることから、事業担保権の実行手続は、裁判所が選任する管財人が担うことが検討されています。そのほか、事業を継続することで得られる収益を被担保債権の弁済に充てる収益執行型の実行方法や、裁判外での私的実行の可否等も検討されています。

4 事業担保権の倒産法上の取扱い

法制審議会では、事業担保権は、破産手続及び民事再生手続との関係では別除権と扱い、その被担保債権を会社更生手続との関係で更生担保権として扱う方向で検討されています。すなわち、事業担保権は、破産手続及び民事再生手続では、当該担保権を行使することで、当該手続によらず、被担保債権の満足を受けることができ、会社更生手続では、事業担保権者は更生担保権者として扱われ、更生手続開始時における時価で評価され、更生計画による権利変更に服する取扱いとなることが考えられます。こうした取扱いは、上記の既存の企業担保権が、倒産手続において別除権・更生担保権とし

ての扱いを受けないことは対照的であり、担保設定者が倒産手続に至ってもなお、事業担保権はその担保としての効力が一定程度維持されることを意味します。

事業担保権は、その包括的な性質ゆえに倒産手続における別除権としての効力は非常に強力であると考えられます。例えば、破産手続との関係では、事業担保権は担保設定者の総財産が担保の目的となっていることから、事業担保権が実行されると、基本的に、事業担保権の実行手続において担保設定者(破産者)の財産の分配が完結するため、これに加えて破産手続を行う意味は乏しく、既に破産手続開始決定がされている場合は、同手続は廃止されることになると考えられます。そのため、破産手続が利用される場合は、事業担保権の効力が及ばない財産があり、その換価・配当が必要な場合や、否認の必要がある場合などに限られるとも考えられます。また、民事再生手続との関係では、事業担保権の実行が行われ、担保設定者の総財産が換価されれば、事業再生は不可能となることから、担保設定者(再生債務者)としては、中止命令を得て、事業担保権者との間で別除権協定を締結することなどが考えられ、その見通しが立たない場合は、再生計画案の作成や認可の見込みがないとして民事再生手続開始の申立てそのものが棄却され得ることになると考えられます。そのため、別除権者としての事業担保権者の意向が、民事再生手続において色濃く尊重されることになる可能性があります。

また、事業担保権の利用場面として、例えば、資金難である会社が、保有財産に抵当権等の従来型の担保権を既に設定していて他に担保に適した個別資産がない場合に、資金繰り維持のための資金調達の最後の手段として事業担保権を設定することなどが考えられます。こうした会社の一定数がそのまま倒産局面に移行することが想定されるため、事業担保権の導入後は、倒産に至る会社がある程度典型的に事業担保権を設定しているといったことになる可能性も否めません。

このように、事業担保権が導入されれば、一定数の倒産会社が、倒産前に、既に事業担保権を設定している状況となる

可能性があり、その事業担保権は倒産手続において強い効力を発揮することになるため、事業担保権の導入が、倒産実務に与える影響は非常に大きいものと考えられます。

5 さいごに

事業担保権については、冒頭で記載のとおり、現時点では法制審議会での議論の段階にあり、実際に導入されるかは未定であるものの、事業担保権が法制化されれば、企業の資

金調達手段の多様化をもたらし、金融機関等も顧客企業のニーズに即した融資が可能になることが期待されます。他方で、事業担保権は、その包括的な効力ゆえに、担保・倒産実務に与える影響は大きく、場合によっては実務を混乱させるおそれもあります。

事業担保権の法制化に向けた議論はまだ道半ばにあり、より良い担保法制・実務の実現に向けて議論が深まることを期待します。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】